

税のたより

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

第2期分の納期限は、11月30日(水)です。11月中旬に県から納付書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限ります)等で納めてください。口座振替をご利用の方は、預(貯)金残高の確認をお願いします。

ている金融機関の窓口で手続きをしてください。
※手続きの時期によっては、翌年度分からの取り扱いとなる場合があります。
問い合わせ先
西尾張県税事務所
県民税・事業税グループ
☎ 0586(45)3169
HP <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。
※領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

税理士による無料税務相談

開催日 12月14日(水)
時間 午後2時～4時
(二人30分以内)
場所 役場 2階第2会議室
担当 東海税理士会津島支部所属の税理士

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、ご希望の方は口座を開設し

内容

相続、贈与、確定申告(消費税込)などに関する税務相談全般

申込方法

12月13日(火)までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

・プライバシーは守られます。
・申告書等の税務書類の作成は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課
内線 175・176

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時

12月10日(土)・11日(日)
午前8時30分～正午
午後1時～5時

場所

役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通入口からお入りください。

問い合わせ先

役場 収納課
内線 122・123



平成23年分 年末調整・青色申告 決算説明会のお知らせ

日程

11月8日(火)
津島市文化会館 小ホール

●年末調整説明会

午後1時～2時30分
(大治町、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村の方)

●青色申告決算説明会

午後2時50分～4時30分
(大治町、津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村の個人の方で青色申告をされている方)

平成23年分 所得税確定申告書等の 送付について

平成23年分から青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封して送付します。

なお、平成22年分の所得税および消費税の確定申告の際に、e-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または役場等からパソコンを使用して提出された方や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用された方を含む)等には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、恐れ入りますが国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口等でお受け取りいただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページ

HP <http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先

津島税務署
☎ 0567(26)2161

東日本大震災における 原子力発電所の 事故による 被害を受けた方へ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、西尾張県税事務所または役場税務課にお問い合わせください。

なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。また、特段の手続きは不要です。

問い合わせ先

西尾張県税事務所
☎ 0586(45)3166
役場 税務課
内線 175・178

被害を受けた方の状況に応じて、税の減免を受けることができます。

税制上の措置		概要
共通	減免措置	被害を受けた方の状況に応じて、税の減免を受けることができます。
県税	自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税および平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
町税	固定資産税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

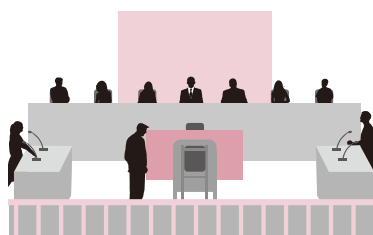
まもなく名簿記載通知を発送します

裁判員制度

裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿に登録される人数は全国で約28万6000人(有権者全体に占める割合は約36.5人に1人)です。



裁判員候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判員候補者名簿

簿に登録された方には、11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、平成24年2月から平成25年2月ごろまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心積もりをしていただくためのものです。

この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知とあわせて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により一年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けていないわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、または裁判の当日(選任手続き時)に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

役場 総務課
内線 162



第64回バレーボール大会

開催日

9月11日(日)

開催場所

スポーツセンター

結果

優勝

大治西バレーボールスポーツ少年団